

要望等に対する回答について

(様式2)

要望年月日: 令和4年8月31日

要望団体名: 岩泉町、岩泉町議会、大川地区道路整備促進期成同盟会、安家地区道路整備促進期成同盟会、県道宮古岩泉線・同有芸田老線及び町道等整備期成同盟会

要望項目	取組状況等	県政への反映区分 ※	その後の対応	左の事由
1 一般国道340号の整備促進について	<p>一般国道340号落合～宮古市和井内間の岩泉側については、令和4年度に「浅内工区」として事業化したところであり、今年度は、現地測量及び地形図作成等を進める予定です。</p> <p>また、宮古側については、令和2年度「和井内～押角工区」として事業化し、今年度は用地測量及び道路改良工事を進める予定です。今後とも地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。(A)</p> <p>その他の未改良区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p> <p>待避所の整備については、緊急性や必要性、公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p> <p>舗装の修繕については、路面状況の調査結果等を踏まえて、ひび割れが進行しているなど緊急性の高い箇所を優先して工事を実施しています。</p> <p>今後とも、舗装の劣化状況や公共事業予算の動向等を踏まえて、修繕に努めていきます。(B)</p>	<p>A : 1 B : 1 C : 2</p>		

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※	その後の対応	左の事由
2 一般県道大川松草線の整備促進について	<p>一般県道大川松草線の大渡地区から唐地公民館までの区間のうち、平成25年度に事業着手した「本町～大広」工区については、計画延長1,300mのうち約750mの道路改良工事が完了したところです。令和4年度は用地取得及び改良工事を進める予定です。(A)</p> <p>その他の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p> <p>待避所の整備については、緊急性や必要性、公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p> <p>舗装の修繕については、路面状況の調査結果等を踏まえて、ひび割れが進行しているなど緊急性の高い箇所を優先して工事を実施しています。今後とも、舗装の劣化状況や公共事業予算の動向等を踏まえて、修繕に努めていきます。(B)</p>	<p>A : 1 B : 1 C : 2</p>		
3 一般県道普代小屋瀬線及び一般県道安家玉川線の整備促進について	<p>一般県道普代小屋瀬線のうち、「松林」工区については、安家川河川改修計画と整合を図った道路計画としており、令和4年度内の完成に向け整備を進めています。(A)</p> <p>松ヶ沢から燃壁付近については、「松林～坂本」工区として事業化し、令和3年度までに全10箇所の内2箇所が完成したところであり、引き続き災害復旧工事と調整しながら整備推進に努めていきます。(A)</p> <p>安家小学校から川口付近、及び一般県道安家玉川線の年々口橋から茂井付近については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p> <p>一般県道普代小屋瀬線のその他の区間及び一般県道安家玉川線についても、道路の低い箇所の嵩上げ及び早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	<p>A : 2 C : 2</p>		

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※	その後の対応	左の事由
<p>4 主要地方道宮古岩泉線及び一般県道有芸田老線の整備促進について</p>	<p>主要地方道宮古岩泉線の要望区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p> <p>一般県道有芸田老線の栃の木地区から肘葛地区までの区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	<p>C : 2</p>		

※ 「県政への反映区分」は別紙のとおり

「県政への反映区分」について

反映区分	記号	内 容
提言等の趣旨に沿って措置したもの	A	<p>(1) 質問・照会等の内容であり、その趣旨を満たしたもの</p> <p>(2) 意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣旨を満たしたもの</p> <p>(3) 市町村、団体等との連絡・調整等を要し、調整等により提言の趣旨を満たしたもの</p> <p>(4) 当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満たすもの</p> <p>(5) 当該年度中に完了しないが、事業に着手（当該年度中に着手予定を含む）し、事業完了時に提言の趣旨を満たすもの</p> <p>(6) その他、上記に類するもの</p> <p>※この区分は、「措置済」、「完了」の区分とする。</p>
実現に向けて努力しているもの	B	<p>(1) 実現に向けて努力しているが、現段階で提言の趣旨を満たしていないもの (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度・条例等の新設・改正等を要するもの ・予算措置（県単・国庫補助等）を要するもの ・市町村、団体等との連絡・調整等を要するもの <p>(2) 国等の事務事業に係るもので、実現に向けて、県として要望・提案を行うなどしているもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
当面は実現できないもの	C	<p>(1) 現時点では、実現することが難しいもの</p> <p>(2) 優先順位等を見極めながら、状況に応じて判断するため、現時点では見通しが立たないもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
実現が極めて困難なもの	D	<p>(1) 県の行政には馴染まないもの</p> <p>(2) 実現が極めて困難なもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
その他	S	反映区分の選択になじまないもの
	T	県民等からのお礼、感謝の類